

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

令和 5 年度予算及び今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で 180 施設を超える私たち救護施設は、国民全体のセーフティネットとして、生活保護法に基づき、居住と社会参加など地域生活について課題を抱える人々に対する総合的な支援を行っています。その中で、再び地域での生活が可能と見込まれる方に関しては積極的に地域移行および移行後の地域定着を実現する支援にも取り組んでいるところです。

また、救護施設は、生活困窮者に対してもこれまでの実践で培ってきた経験と施設の機能を活かして個別の支援を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域における核となる施設として、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経済情勢の長期的悪化が懸念される中、生活保護受給者、職と住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設が担うべき役割はますます重要となるものと考えられます。生活保護制度の見直しに際しては、救護施設が、将来も現行制度のもとで国民と地域社会にとって最後のセーフティネットの役割・機能を十分に発揮でき、救護施設利用者の地域への移行、地域生活に移行した元利用者への継続支援が一層推進できるよう以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 援助方針の策定に際し救護施設のアセスメント機能の活用をお願いします。

福祉事務所において行われている被保護者の援助方針の策定に際し、被保護者の状況や課題、将来に向けた希望や目標を把握するために、救護施設のアセスメント機能が有効と考えます。被保護者が一定期間、救護施設を利用することで、被保護者の課題と目標を的確にアセスメントすることができ、被保護者の指導援助がさらに実効性の高いものとなります。福祉事務所と地域の専門機関である救護施設の連携を強化し、救護施設の持つアセスメント機能を十分に活用すること(被保護者の援助方針の策定に際し一時入所を活用したアセスメントを行うこと等)について自治体への通知をお願いします。

2. 個別支援の質の向上に係る取り組みへの支援をお願いします。

救護施設では、個別支援計画を利用者の個別支援のためだけに留めず、支援の提供体制や環境の見直し、さらには制度を検討する際の根拠にもなるよう多面的に活用しています。これらを的確に行うには、ソーシャルワーク・スーパービジョンの実施を含む専門的なスキルと経験のある人的資源が必要不可欠です。個別支援のさらなる質の向上に向けて、職員の育成・確保や、支

援の向上のための体制整備に関する支援をお願いします。

3. 地域移行に向けた積極的な就労支援の体制の整備等への支援をお願いします。

救護施設利用者の地域移行には、就労支援が重要であるケースが少なくありません。このことから、救護施設の中には就労支援に積極的に取り組むところが数多くあります。しかし、こうした取り組みを行う施設では必要なマンパワーが不足しているのが実状です。利用者一人ひとりの希望と可能性を尊重し、働く力を伸ばすことや就労先を開発する等、就労支援を効果的かつ効率的に行うために、就労支援を行う職員を配置するなどの体制の整備について支援をお願いします。

4. 退所可能な利用者の他法他施策の適切な適用促進をお願いします。

介護保険制度を利用しての施設移行等の検討をする場合、施設利用者が要介護認定を受けることができる期間は退所予定の3か月以内とされているため、要介護認定を受けずに退所先を探さなくてはならない実態があることから、この要件の見直しをお願いします。

5. 保護施設通所事業の適切な運用と拡充をお願いします。

通所事業による継続した支援が必要にも関わらず、実施機関の意向により継続を打ち切られるケースが散見されます。こうした利用者にとって通所事業による支援は退所者等が地域生活を安定して継続するために必要不可欠であるため、必要な支援が継続して受けられるよう制度の適切な運用について自治体に通知をお願いします。

また、定員の3割を上限とした地域枠について現場との齟齬が生じています。通所事業を終了した退所者が再び通所事業が必要となった場合や長期入院等により退所枠から地域枠に変更になった対象者は独自事業で支援せざるを得ない状況となっています。救護施設は、通所事業において利用者に対して来所時のみならず24時間365日連続した支援を行っています。地域のセーフティネットとしての役割を担うためにも、地域枠に対して柔軟な対応ができる仕組みとしていただくようお願いします。

6. 地域移行定着のための「地域移行定着支援員」(仮称)の配置をお願いします。

地域移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を継続することが十分にできないケースについては、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要です。利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、ソーシャルワーク機能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)の配置をお願いします。

7. 新型コロナウイルス感染症による施設内クラスター発生時の応援職員派遣体制の整備をお願いします。

施設内クラスターが発生した場合であっても事業の継続が可能となるように、措置施設である救護施設への応援職員派遣体制を各自治体の責任において整備がなされるようお願いします。